

## 公益目的通報の調査結果（令和6年7月1日報告分）について（公表）

このたび、三田市公益目的通報者保護条例に基づく公益目的通報に対する調査結果が報告されましたので、同条例第11条第5項の規定に基づき下記のとおり公表します。

### 記

◇通報日 令和6年3月27日

◇通報形態 FAX

◇通報内容

三田市長は、令和5年12月5日、公務外であるにもかかわらず、支援者と会うために運転手が運転する公用車を使用した。これは、公用車の目的外使用に当たる。

また、XXXXXXXXXXについても、市長のスケジュールを管理しながら、上記公用車の目的外使用を黙認したことは、非違行為に該当する。

◇調査結果

#### 1 事実認定

- (1) 市の公用車に係る令和5年12月の運転日誌兼運行点検票によれば、同月5日の運行記録は、①行き先：市長自宅、使用時間：8時15分から8時45分まで。②行き先：三田市内～市長自宅、使用時間：18時10分から21時10分まで。
- (2) 市長の動静がわかる資料によれば、令和5年12月5日の市長の行動は、①8時30分：自宅迎え、②9時10分：一般質問打合せ、③18時：市役所出発（市内）④19時30分：三田市民病院。
- (3) 上記（2）の市長の行動のうち③と④の間の「(市内)」とは、市長の指示により、市民病院の再編・統合に関する説明を行うため、市役所本庁舎から市内にある市民の自宅（以下「本件市民宅」）に公用車で向かったものである。本件市民宅には18時30分頃に到着したところ、当初は所要時間30分程度を予定していたが、同所に2時間程度滞在することになった。

市長が訪ねた相手は、「地域医療市民会議」に参加していた数名の人物（以下「本件市民ら」）である。本件市民らは、市長に対し、市長が令和5年11月24日に行った所信表明演説の内容について、市長の立場で自ら説明するよう求めたことから、市長はこれに応じたとのことである。ただし、市長は、XXXXXXXXXXに対し、市民病院の再編・統合に関する説明を行うので本件市民宅に立ち寄り、その所要時間は30分程度であることを伝えるにとどめ、本件市民らの属性、当該面会を実施する理由等までは話さなかった。

- (4) 市長は、本件市民らがどのような立場の人物であるのか、及び、本件市民らとの面会で具体的にどのようなやり取りがあったのかを詳らかにしていない。もっとも、市長は、当該面会は「地域医療市民会議」の延長であり、公務の一環であるとの認識で公用車を運行させたが、今回の調査に至ったことを受け、改めて振り返れば、当該面会には政務（政治活動）の疑いを持たれても仕方ないと説明している。

一方、市長に同行したXXXXXXXXXXは、当初から市長と本件市民らとの面会は公務外の用件であるとの認識を有していた。もっとも、市長がその後市民病院での公務を控えていたこと、及び、市長から本件市民宅での所要時間は30分程度であると聞いていたことから、許容範囲内と考え、市長を公用車で本件市民宅に送り、XXXXXXXXXX自身は、公務外との認識であったことから、当該面会には同席せず、公用車の中で運転手とともに待機した。ところが、実際には当該面会が2時間近くに及び、予定されていた市民病院での公務はキャンセル

ルとなった。そして、[REDACTED]及び運転手は、当該面会后に市長を公用車で自宅に送り届け、帰庁した。

## 2 判断

- (1) 公用車も行政財産であるから、適切に管理されるべきことは当然であり、原則として公用外の目的に供することは認められない（地方自治法238条の4第1項等）。
- (2) 市長と本件市民らとの面会については、市民病院の再編・統合に関する市長の所信表明演説が主な議題であったというものの、市長は、当該面会が政務（政治活動）と疑われても仕方ないと自認している。

また、客観的にみても、市長が市民の自宅に向いて政治課題に関する説明を行うという行為の外観からは、それが真に公務であったのか、疑問を禁じえない。仮に本件市民らが「地域医療市民会議」の参加者であったとしても、同会議に参加した市民は他にも多数いるはずであり、実際、[REDACTED]が、本件市民らとの面会は公務外であるとの認識を持ったのも無理からぬところがある。

市長自身の説明や行動の客観面を踏まえると、本件通報に係る公用車の運行は、後に公務が控えていたものの、公用車を公用外の目的に供したものと認定することができる。

## 3 付言事項

市長は、本件通報を真摯に受け止め、今後は公用車の運行について疑念を持たれることのないよう戒められたい。自らは公務の認識であっても、客観的にどのように映るかを常に念頭に置き、自らの認識を問い直す姿勢を持って公務に臨まれたい。

[REDACTED]も、仮に今後、公用車が公務外での運行に供される可能性があると認めたときは、前後のスケジュールとの兼ね合いや短時間であること等を理由にこれを許容することは厳に控え、公用車の適正な管理を旨として職務に当たられたい。

## ◇その他

### ① 調査結果を踏まえた市の見解と対応

公用車の運行につき、今後は、使用目的が客観的に公務または公務外であるかを判断し、市民から疑念を持たれることのない適正な運行に努める。

### ② 結果の公表等

記者提供、議会提供、ホームページで概要を公表